電気通信大学人工知能先端研究センター規程

制定 平成28年6月22日規程第9号 最終改正 令和5年1月11日規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、 電気通信大学人工知能先端研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学が得意とする人工知能、ロボティクス、脳神経科学、人間情報 工学、サービスコミュニケーション、計算機科学等の研究分野を集結させ、本学にしか できない人工知能・ビッグデータ・サービスサイエンスの融合研究により、汎用人工知 能の開発を中心として、先端人工知能による科学的発見及びデザイン、サービスへの応 用並びに学生教育や若手研究者の輩出により、新たなイノベーションやサービスを生み 出す次世代の情報社会インフラの構築に資することを目的とする。

(職員)

- 第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 教授又は准教授
 - (3) その他の職員
- 2 本学の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、第2条に規定する目的を達成する ため必要なものを兼務教員として置く。
- 3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 4 前3項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等を置くことができる。 (センター長)
- 第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の職員のうちから学長が 指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

- 第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、人工知能先端研究センター運営 委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。 (評価委員会)
- 第7条 センターの組織・運営体制、教育研究活動を評価するため、外部の専門家で構成 される評価委員会を置く。
- 2 評価委員会委員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 評価の結果は、センターの教育研究活動の改善及び活性化に活用する。 (雑則)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議 を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にか かわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (令和3年3月15日規程第63号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第84号)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学人工知能先端研究センター長選考規程は、廃止する。